

記 入 の し か た

この希望届出書は、土地評価精通者となる希望を申し出る者が不動産鑑定士以外の者である場合に使用します。

また、希望を申し出る者が従事する法人（個人事業者を含む。以下同じ。）ごとに作成してください（本社、支社の別に作成してください。）。

- (注) 1 土地評価精通者として選任されることを希望する者が、その者の従事する法人の業務としてではなく、その者（個人）の業務として土地評価精通者の業務に従事することを希望する場合は、「1 法人等に関する事項」欄には記入せず、「2 個人に関する事項」欄のみ記入してください。
- 2 別紙3「指名停止等に関する申出書」と共通する住所・氏名等の項目に係る記載内容は必ず一致させてください。

- ① 「1 法人等に関する事項」欄の「代表者の役職名」欄
「代表取締役」、「代表理事」等の代表者の役職名を記入してください。
- ④ 「住所」欄、⑧「電話番号」欄及び⑨「メールアドレス」欄
土地評価精通者として選任されることを希望する者が、その者の従事する法人の業務としてではなく、その者（個人）の業務として土地評価精通者の業務に従事することを希望する場合に限り、記入してください。
- ⑦ 「所属部署及び役職等」欄
土地評価精通者として選任されることを希望する者が、その者の従事する法人の業務としてではなく、その者（個人）の業務として土地評価精通者の業務に従事することを希望する場合は、所属部署及び役職名と併せて勤務先の所在地及び名称を必ず記入してください。
- ⑪ 「ZIP (AES256) 形式への対応の可否」欄
精通者意見価格調書は、メールにより送受信を行っており、税務署から送信する際は ZIP (AES256) 形式による暗号化を行っています。
この形式により送付されるファイルは通常の「.ZIP ファイル」より暗号強度が高いため、解凍するためには解凍ソフトが ZIP (AES256) 形式に対応している必要があります。当該形式に対応している場合は「可」、対応していない場合は「否」をチェックしてください。
(注) 解凍ソフトとしては、例えば「7-zip」等があります（当該ソフトの利用を推奨するものではありません。）。
- ⑫ 「土地評価等に関する業務の内容」欄
現在、従事している土地評価等に関する業務の内容（担保評価、売買の仲介等）を記入してください。